

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

・平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会の従事者互助会に加入している。

社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金に計上する方法を採用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉法人広島県社会福祉協議会の従事者互助会に加入している。

(2) 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉職員退職手当共済に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りになっています。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 保育園拠点区分における拠点区分計算書

(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

当法人は社会福祉事業のみを実施し、また拠点は保育園単独である為、以下の作成を省略しています。

(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(3) 保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

「本部」

「千田保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	207,127,931	0	9,898,355	197,229,576
定期預金	500,000	0	0	500,000
合計	207,627,931	0	9,898,355	197,729,576

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は固定資産の売却若しくは

処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地(基本財産) 0円

建物(基本財産) 197,229,576円

計 197,229,576円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 21,250,000円

計 21,250,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	350,417,960	153,188,384	197,229,576
建物	31,230,721	22,071,203	9,159,518
構築物	12,505,375	7,774,284	4,731,091
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	77,495,232	58,695,854	18,799,378
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	2,728,250	1,601,498	1,126,752
合計	474,377,538	243,331,223	231,046,315

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
該当なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
 - (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
 - (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
 - (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし